

(仮訳)

日本国食品安全委員会とポルトガル共和国経済食品安全庁との間の 協力覚書

日本国食品安全委員会 (FSCJ) 及びポルトガル共和国経済食品安全庁 (ASAE) は、リスク評価に関するデータ収集及びデータ共有についての科学的な協力を促進することが必要であることを考慮し、以下のとおり協力することを決定した。

1. 目的及び性質

(1) 本覚書の目的は、FSCJ に関しては食品安全基本法第 17 条、ASAE に関しては **Economic and Food Safety Authority Decree-Law n.º 194/2012** (8月3日付け) 第 2 条に規定される範囲における、各々の機関の任務の範囲に従って、リスク評価に関するデータ収集及びデータ共有の分野での FSCJ と ASAE との間の科学的な協力及び対話を確認することにある。

(2) 本覚書は、法的な権利又は義務を生じさせるものではない。本覚書のいかなる内容も、法的な権利又は約束を生じさせるものとして解釈又は実施されるものではない。

2. 項目

FSCJ 及び ASAE は、関係法令に従って、以下の各項目について相互の支援及び協力を行う。

- (1) 1. で述べられた範囲における技術的なデータの収集、分析及び共有
- (2) データ収集の方法論の分野における見解及び専門的知識の共有

3. 様式

FSCJ 及び ASAE は、それぞれ連絡部局を指定し、これを相手側に通知する。協力の進展を総括するため、定期的に評価会合を開催する。

4. 秘密管理のための体制

(1) FSCJ は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成十一年法律第四十二号)、国家公務員法 (昭和二十二年法律第二十号) 及びその他関係法の対象となる「秘密情報」を ASAE に提供することを要しない。

(2) ASAE は、刑事訴訟法及びその他関係法の対象となる「秘密情報」を FSCJ に提供することを要しない。

5. 協力期間

本覚書に記載されている協力は、**FSCJ** と **ASAE** の代表者が本覚書に署名した日に開始し、その後**5**年間継続する。同期間の満了に際しては、いずれか一方が他方に対し、期間満了の**6**か月前までに協力終了の意図を書面で通報しない限り、協力は更に**5**年間延長される。

6. 終了

5. にかかわらず、協力を継続できない特別の事情が発生した場合には、終了の意図を書面により相手側機関に通報することにより、本覚書による協力は終了する。

7. 変更

本覚書は、両機関の書面による同意により、いつでも変更することができる。

両機関の代表者は本覚書に署名した。

東京

2015年9月11日

リスボン

2015年9月17日

..... 日本国食品安全委員会 委員長 佐藤 洋 ポルトガル共和国経済食品安全庁 長官 ペドロ・ポルトガル・ガスパール
------------------------------------	---------------------------------------------------

(仮訳)

ポルトガル共和国経済食品安全庁と日本国食品安全委員会との間の 協力覚書

ポルトガル共和国経済食品安全庁 (**ASAE**) 及び日本国食品安全委員会 (**FSCJ**) は、リスク評価に関するデータ収集及びデータ共有についての科学的な協力を促進することが必要であることを考慮し、以下のとおり協力することを決定した。

1. 目的及び性質

(1) 本覚書の目的は、**ASAE** に関しては **Economic and Food Safety Authority Decree-Law n.º 194/2012** (8月3日付け) 第2条、**FSCJ** に関しては食品安全基本法第17条、に規定される範囲における、各々の機関の任務の範囲に従って、リスク評価に関するデータ収集及びデータ共有の分野での**ASAE** と **FSCJ** との間の科学的な協力及び対話を確認することにある。

(2) 本覚書は、法的な権利又は義務を生じさせるものではない。本覚書のいかなる内容も、法的な権利又は約束を生じさせるものとして解釈又は実施されるものではない。

2. 項目

ASAE 及び **FSCJ** は、関係法令に従って、以下の各項目について相互の支援及び協力を行う。

- (1) 1. で述べられた範囲における技術的なデータの収集、分析及び共有
- (2) データ収集の方法論の分野における見解及び専門的知識の共有

3. 様式

ASAE 及び **FSCJ** は、それぞれ連絡部局を指定し、これを相手側に通知する。協力の進展を総括するため、定期的に評価会合を開催する。

4. 秘密管理のための体制

(1) **ASAE** は、刑事訴訟法及びその他関係法の対象となる「秘密情報」を **FSCJ** に提供することを要しない。

(2) **FSCJ** は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成十一年法律第四十二号)、国家公務員法 (昭和二十二年法律第二十号) 及びその他関係法の対象となる「秘密情報」を **ASAE** に提供することを要しない。

5. 協力期間

本覚書に記載されている協力は、**ASAE** と **FSCJ** の代表者が本覚書に署名した日に開始し、その後**5**年間継続する。同期間の満了に際しては、いずれか一方が他方に対し、期間満了の**6**か月前までに協力終了の意図を書面で通報しない限り、協力は更に**5**年間延長される。

6. 終了

5. にかかわらず、協力を継続できない特別の事情が発生した場合には、終了の意図を書面により相手側機関に通報することにより、本覚書による協力は終了する。

7. 変更

本覚書は、両機関の書面による同意により、いつでも変更することができる。

両機関の代表者は本覚書に署名した。

リスボン

2015年9月17日

東京

2015年9月11日

..... ポルトガル共和国経済食品安全庁 長官 ペドロ・ポルトガル・ガスパール 日本国食品安全委員会 委員長 佐藤 洋
---------------------------------------------------	------------------------------------